

今田管理センター学習室 利用案内

(平成29年3月1日 神奈川県藤沢土木事務所)

今田管理センター学習室は、境川流域等の河川環境の向上、境川遊水地公園の利用促進、総合学習および生涯学習、地域におけるコミュニティーづくり及び地域文化の振興に資するために利用する、地域の自治会、文化サークル及び河川環境の向上に資する活動等を行う団体等が利用できますので、次により利用をお願いします。

1 利用団体の登録

- ・ 利用にあたっては、あらかじめ利用団体の登録が必要となります。
- ・ 別記様式1（利用団体登録申込書）に所定の事項を記入し、利用団体登録の手続きを行ってください。
- ・ 境川遊水地情報センター会議室の利用団体登録をされている場合は登録不要です。

2 学習室の概要

名称	面積	利用人数の目安	備考
今田管理センター学習室	75.40㎡	24人	仮有り

3 利用できる日時等

- ・ 1月5日から12月27日まで利用できます。
- ・ 利用できる時間は、次のとおりです。

曜日	利用できる時間
月～木曜日、日曜日	9:00～17:00
第2・4・5金曜日	9:00～17:00
第1・3金曜日	9:00～21:00
土曜日	9:00～21:00

- ・ 利用は2時間以上1時間単位で申し込みください。

4 利用申込み方法

- ・ 利用を希望する団体は、利用日の2ヶ月前の同日から先着順に受け付けます。
- ・ 利用日の14日前までに、別記様式2（施設利用申込書）に必要事項を記入の上、直接来館して利用申込みを行ってください。
当日、(仮)施設利用承認書を発行しますので利用日に受付に提示をお願いします。
- ・ 利用当日に申込書記載の負担額の納入通知書・領収書をお渡しますので、指定した期日までにお振込みください。未納団体については登録を取り消すこととなります。

5 光熱水費負担料

- ・ 会議室使用料は免除となりますが、光熱水費の負担があります。

利用時間	2時間	3時間	4時間
負担額	520円	780円	1,040円

6 キャンセル、利用の取り消し

- ・ キャンセルは利用日の7日前までをお願いします。無断キャンセルに関しましては管理者より指導があります。
- ・ 利用に際しては、利用時間を厳守してください。
- ・ なお、次のような場合は、団体登録の取り消しや利用を禁止することがあります。
 - (1) 団体が虚偽の申込みをしたことが判明したとき。
 - (2) 目的外の利用をしたり、登録を受けていない団体又は構成員が利用しようとしたとき。
 - (3) 営利行為、政治活動、宗教活動等を目的として利用するとき。
 - (4) 騒音や振動など他の施設利用者の迷惑になるような行為を行うとき。
 - (5) 飲酒及び喫煙をともなう利用をしたとき。
 - (6) 光熱水費の納入通知書による振込みの確認がなされないとき。
 - (7) その他藤沢土木事務所長が特に支障があると認めるとき。

7 利用上の注意

- (1) 管理上、関係職員が利用中に立入る場合があります。
- (2) 会議室を利用するにあたり、利用責任者1名を定めてください。利用責任者は、利用中の事故防止に万全を期すとともに、万一、利用中の事故・盗難等が発生した場合は責任を負うものとします。また、利用中に施設器具等を破損した場合は、直ちに関係職員に報告し、その指示を受けます。利用終了後には、必ず関係職員との立会いの上、終了確認を行ってください。
- (3) 県機関が使用する必要や、その執務に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、利用申込後でも利用できない場合があります。
- (4) 持ち込める機材については制限があります(楽器、各種コンポなど音量の出るもの)。受付時にご相談ください。

申込み先

今田管理センター受付窓口 〒252-0803 藤沢市今田 89-2 県立境川遊水地公園内	電話	(045) 805- 0223 (県立境川遊水地公園代表)
	ファックス	(045) 805- 3917
	受付日時	1月5日～12月27日 9時～12時 13時～16時

*年未年始(12月28日から1月4日)は予約・利用申し込みはできません。

問合せ先

神奈川県藤沢土木事務所 河川砂防第二課 電話(0466) 26- 2111 (代表)
県立境川遊水地公園 電話(045) 805- 0223 (代表)